

八幡浜市愛顔の子育て応援事業実施要領

1. 事業目的

愛媛県、県内市町及び県内紙おむつ生産企業との官民協働で、乳幼児紙おむつ購入に係る助成を行うことにより、子育て世帯の経済的負担の軽減を図り、出生率の向上につなげることを目的に実施する。また、紙おむつは県内企業が生産したもので、八幡浜市内の店舗で購入するものを対象とするため、地域経済の活性化に資するものである。

2. 事業内容

(1) 応援券

- ・ 浜っ子応援券 (H28. 4. 1～H29. 3. 31 に出生した第2子以降の出生乳児が対象)
- ・ 愛顔^{えがお}っ子応援券 (H29. 4. 1 以降に出生した第2子以降の出生乳児が対象)

(2) 応援券の額

対象となる乳児1人に対し50,000円分(1,000円券×50枚綴り)

(3) 対象製品

※協賛企業である県内紙おむつメーカー3社の製品が対象

花王株式会社／メリーズ 大王製紙株式会社／グーン

ユニ・チャーム株式会社／ムーニー、マミーポコ

(4) 利用(購入)できる店舗

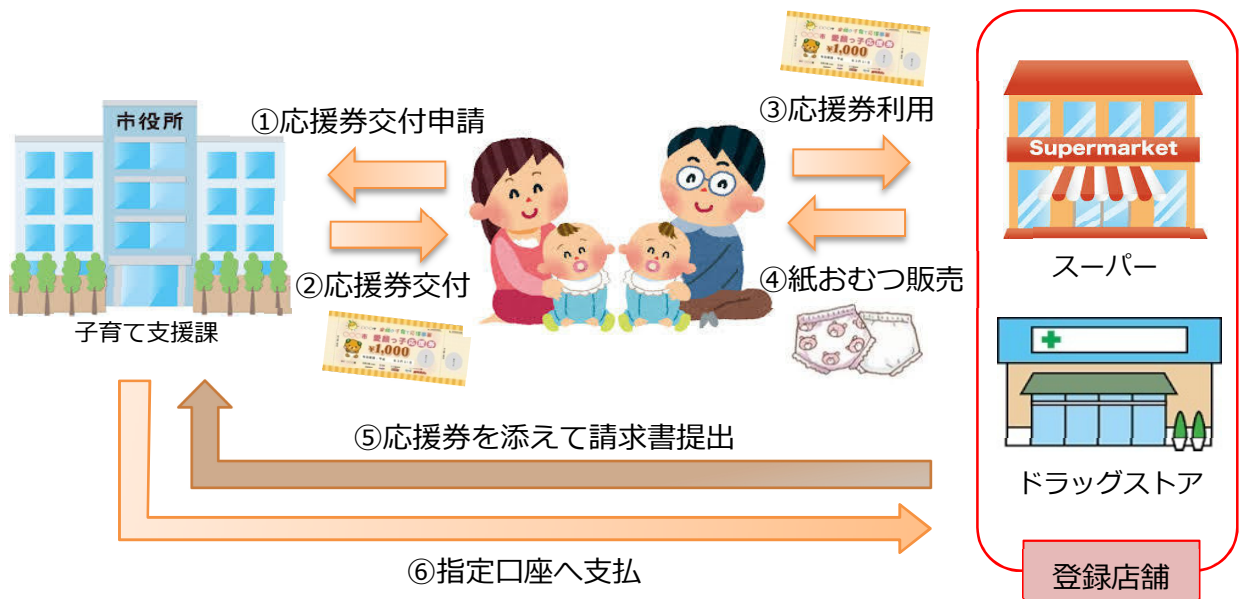
八幡浜市内の登録店舗(市内のスーパー・薬局等)

(5) 有効期限

交付した日の属する年度の翌年度末日

例) 平成29年度交付分は平成31年3月31日が期限

3. 事業スキーム



4. 登録店舗について

(1) 登録店舗の申請

①提出書類

- ・八幡浜市愛顔の子育て応援事業応援券登録店舗指定申請書（要綱様式第4号）
- ・債権者登録申請書（振込口座登録）

②受付期間

随時申込み受付

(2) 業務内容（表面事業スキーム参照）

①紙おむつの販売

- ・協賛企業である県内メーカー3社の紙おむつを販売。

※応援券は、購入総額が利用する応援券の額面の総額と同額又はこれを上回る場合に使用できるのであって、おつりは渡さないでください。

例) おむつ代 2,500 円…応援券 2 枚 (2,000 円) + 現金 500 円 → 利用可 おむつ代 2,500 円…応援券 3 枚 → 利用不可

- ・応援券裏面に引換日及び店舗名を記入（スタンプ可）。

②助成金の請求

- ・毎月初日から末日までに受領した応援券を登録店舗ごとに集計し、翌月の20日までに「八幡浜市愛顔の子育て応援事業助成金交付請求書（様式第6号）」に受領した応援券を添えて請求する。

※「愛顔っ子応援券」と「浜っ子応援券」は、別々の請求書で請求すること。

- ・市は請求の内容を審査し、請求のあった月の末日までに支払う。

(3) 遵守事項

①市が別途配布する登録店舗を示すステッカーを掲示すること。

②応援券を対象製品（県内3社おむつメーカーが生産した紙おむつ）以外の商品と交換しないこと。

③応援券を現金と交換しないこと。

④登録店舗控用の半券を商品引換日から5年間保管すること。

⑤偽造された応援券は換金できませんので、疑わしい場合は応援券の受取りを拒否すること。また、必要に応じて警察に通報するとともに、市役所子育て支援課にも報告すること。

⑥登録店舗の変更・追加・廃止等がある場合は、速やかに市役所子育て支援課へ届け出ること。

⑦上記のほか、八幡浜市愛顔の子育て応援事業実施要綱に規定する関係事項について遵守すること。

5. 問い合わせ先

〒796-8501 八幡浜市北浜一丁目1番1号

八幡浜市子育て支援課 こども福祉係

TEL : 0894-22-3111 内線 1169

